

## 平成27年度水質測定計画(案)の概要

この計画は、水質汚濁防止法に基づき、香川県の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質測定について、測定地点、項目、方法及びその他必要な事項を定めるものである。

### 1. 測定項目

公共用水域については、生活環境項目(一般項目)12項目、健康項目27項目、特殊項目6項目、その他項目を実施する。地下水については、環境基準項目28項目及びその他項目を実施する。

	測 定 項 目
生活環境項目(一般項目)	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
健 康 項 目 (地下水環境基準項目)	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、PCB、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(NO <sub>3</sub> -N・NO <sub>2</sub> -N)、1,4-ジオキサンなど27項目、地下水28項目
特 殊 項 目	フェノール類、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、鉄(Fe)、マンガン(Mn)、クロム(Cr)
そ の 他	塩素イオン、電気伝導率など

### 2. 調査の種類及び内容

#### (1) 環境基準監視調査

##### ① 河川

国土交通省、県及び高松市が、土器川、馬宿川、香東川など31河川35水域(環境基準点35地点、環境基準補足地点29地点)で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注. ( )は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合 計
地点数	3 (1)	48 (22)	13 (12)	64 (35)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
国土交通省	・クロロフィル-aについて、年12回調査する。
県	・健康項目について、環境基準点22地点を2年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH26年度から変更となる。
高松市	・健康項目について、環境基準点12地点を3年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH26年度から変更となる。 ・ふっ素の分析機関を民間検査機関から高松市上下水道局に変更する。

## ② 海域

県が、東讃海域など3水域で水質測定を実施する。

また、水生生物保全環境基準の達成状況を評価するため、環境基準点を1地点追加し、環境基準点32地点、環境基準補足地点7地点で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注. ( )は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合計
地点数	—	39 (32)	—	39 (32)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康項目については、各水域内の環境基準点23測定地点を3年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH26年度から変更となる。</li> <li>全亜鉛、ノニルフェノール、LASについて、環境基準点14地点で年12回調査する。</li> </ul>

## ③ 地下水

国土交通省、県及び高松市が概況調査(定点方式)を実施する。また、地下水汚染の継続的な監視として実施する継続監視調査を、県及び高松市が実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

事業主体		国土交通省	県	高松市	合計
地点数	概況調査				
	定点方式	3	4	7	14
	ローリング方式	—	—	—	—
継続監視調査		—	17	13	30

イ. 主な調査内容の変更点

区分	事業主体	地点名	変更内容
概況 (定点方式)	県	丸亀市飯野町東二 外 (4地点) 多度津町本通【廃止】	<ul style="list-style-type: none"> <li>多度津町本通周辺での有害物質の使用がH24年度になくなり、またH25年度の概況調査で環境基準に適合していたため、調査を終了する。県主体の概況調査は隔年調査であり、調査対象年度である本年度から廃止するため、全調査地点が9地点から8地点になる。</li> <li>全8地点を2年で一巡するため、調査地点が変更となる。</li> </ul>
	高松市	高松市多肥上町 外 (5地点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふっ素の分析機関を民間検査機関から高松市上下水道局に変更する。</li> </ul>
継続監視	県	三木町池戸2【廃止】 まんのう町岸上【廃止】	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該井戸が環境基準に適合していたことから汚染井戸周辺地区調査を行った結果、全調査地点で環境基準に適合していたため、調査を終了する。</li> </ul>
	高松市	高松市木太町	<ul style="list-style-type: none"> <li>H24年度の概況調査でふっ素が環境基準を超過したため、ふっ素を継続監視調査に移行する。</li> </ul>

## (2) その他の水質等調査

### ①河川(水質)

平成 26 年度と同様に、高松市ほか 9 市町が 76 河川 (101 地点) で調査を実施する。

### ②河川(底質)

平成 26 年度と同様に、三豊市が 1 河川 (1 地点) で調査を実施する。

### ③海域(水質)

平成 26 年度と同様に、高松市ほか 9 市町が 64 地点で調査を実施する。

### ④海域(底質)

県ほか 5 市町が 17 地点で調査を実施する。なお、県では、東讃海域・備讃瀬戸・燧灘東部で調査している 5 地点を、3 年で一巡するローリング調査を実施しており、平成 27 年度は燧灘東部の 1 地点で調査を実施する。

### ⑤ダム・溜池

- ・ダム 平成 26 年度と同様に、県が 16 ダム (61 地点) で水質測定を実施する。
- ・溜池 平成 26 年度と同様に、県や高松市ほか 6 市町が 50 溜池 (52 地点) で調査を実施する。

### ⑥地下水

平成 26 年度と同様に、多度津町が 7 地点で調査を実施する。

その他の水質等調査の事業主体別測定地点数

事業主体		県	高松市	他の市町	合計	
地	河川	水質	—	13	88	101
		底質	—	—	1	1
点	海域	水質	—	5	59	64
		底質	1	—	16	17
数	ダム・溜池		77	16	20	113
	地下水		—	—	7	7
	計		78	34	191	303